

京都府分権型行政推進本部設置要綱

(目 的)

第1条 多様な主体が地域の実情に応じて水平的に連携・協働する「分権型行政」の推進に向けて、情報共有及び施策推進に係る総合調整を行うため、京都府分権型行政推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事とする。
- 3 副本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員には、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会 議)

第3条 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第4条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には政策企画部長を、副幹事長には政策企画部理事（地方分権担当）を、幹事には別表第2に掲げる職の者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 5 幹事会は、必要に応じて専門的な研究、企画立案等を行う特命担当チームを設置することができる。
- 6 幹事長は、必要があるときは、学識経験者、その他有識者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(所管事項)

第5条 推進本部は、次に掲げる事項について所管する。

- (1) 分権型行政を推進するために必要な情報共有及び施策推進の総合調整に関すること。
- (2) その他分権型行政の推進について必要と認める事項に関すること。

(庶 務)

第6条 推進本部の庶務は、戦略企画課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、推進本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（別表1）

- 危機管理監
- 各広域振興局長
- 知事室長
- 職員長
- 会計管理者
- 総務部長
- 政策企画部長
- 府民生活部長
- 文化環境部長
- 健康福祉部長
- 商工労働観光部長
- 農林水産部長
- 建設交通部長
- 教育長
- 警察本部警務部長

別表第2（第4条関係）

（別表2）

- 各広域振興局企画振興室長
- 秘書課長
- 連絡調整チーム参事
- 給与厚生課長
- 会計課長
- 総務調整課長
- 政策法務課長
- 財政課長
- 税務課長
- 自治振興課長
- 企画総務課長
- 行政経営改革課長
- 府民総務課長
- 文化環境総務課長
- 健康福祉総務課長
- 産業労働総務課長
- 農政課長
- 監理課長
- 教育庁総務企画課長
- 警察本部警務課長